

## 工事の一時中止及び技術者の専任の解除について（通知）

平成15年3月12日付取県土木部長管第535号  
部内各課長（管理課長を除く。）、各土木事務所長、  
鳥取空港管理事務所長、農林水産部長、鳥取県企業  
局長あて

このことについては、鳥取県建設工事執行規則第40条の2に規定され、鳥取県建設工事執行規則第40条の工事の一時中止の取扱いについて（平成11年11月15日付管第531号土木部長通知）、工事に関する協議書等の取扱いについて（平成12年6月14日付管第165号土木部長通知）及び配置予定技術者事前確認制度実施要領の一部改正について（平成11年9月28日付管第427号土木部長通知）で通知しているところでありますが、その取扱いについて下記の事項を留意の上、適切に対応してください。

### 記

#### 1 工事の一時中止について

災害により、工事目的物の引渡し前に損害があった工事について、復旧のための協議または変更設計に長い期間を要する場合は、工事中止の手続きをとること。

この場合、あらかじめ工事に関する協議書により受注者と協議すること。

#### 2 技術者の現場専任制について

精算変更手続の遅延のため、工事完成通知書が提出できない場合は、協議書による申し出、監督員及び担当課長が現場等を確認した上での承諾書による承諾の手続きを経て技術者の専任を解除すること。

#### 3 参考資料

- (1) 鳥取県建設工事執行規則第40条の2
- (2) 鳥取県建設工事執行規則第40条の工事の一時中止の取扱いについて（土木部長通知）
- (3) 工事に関する協議書等の取扱いについて（土木部長通知）
- (4) 技術者の専任制について（発注機関用）